公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和4年8月5日から同年12月5日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年8月5日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウェスタまるき小松原通り店

所在地 宇部市若松町7の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊680の7	木谷 宏治

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事項	変更前	変更後
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売	株式会社丸喜	株式会社丸喜
業を行う者の開店時刻及び閉	午前9時30分	午前 0 時00分
店時刻	午後8時00分	午後12時00分
来客が駐車場を利用すること	午前7時30分から	午前0時00分から
ができる時間帯	午後8時30分まで	午後12時00分まで

4 届出年月日

令和4年7月26日

5 変更年月日

(1) 令和4年8月15日

(2) 令和4年10月20日